



〒333-0831 埼玉県川口市木曽呂 639-1-C101  
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509  
e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp URL <http://www.sr-kirin.jp>

## トピックス

## 平成 28 年分の年末調整に向けて



今年もあと数か月、年末調整のことを考える時期ですね。  
毎年、税制改正などに伴い、留意しておくべき事項がありますが、以下で、平成 28 年分の年末調整における留意事項等を紹介いたします。

### 平成 28 年分の年末調整における留意事項等

#### 1 通勤手当の非課税限度額

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が、10 万円から 15 万円に引き上げられましたが、この改正が平成 28 年 4 月から実施されたことから、**年末調整で精算が必要となる場合があります。**

つまり、平成 28 年 4 月の改正実施前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますので、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額があれば、本年の年末調整の際に精算する必要が生じます。



既に支払われた通勤手当が、改正前の非課税限度額（10 万円）以下の人には必要のない手続です。対象者は少ないかもしれませんが、留意しておきましょう。

#### 2 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、**非居住者\***である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る**扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。**

\*「非居住者」とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。



この手続についても、対象者は少ないかもしれませんが、留意しておきましょう。

#### 3 年末調整関係書類に係る個人番号（マイナンバー）の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出するものから**個人番号の記載が不要**とされています。

- ① 給与所得者の保険料控除申告書
- ② 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書



注）給与の支払者が上記①～③の申告書を受理した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らの個人番号を付記する必要はありません（給与の支払者が法人である場合には、法人番号を付記する必要があります）。

平成 28 年分以降の住宅借入金等特別控除申告書への個人番号の記載は不要となりましたが、平成 26 年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。平成 26 年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄に斜線を引くなどして個人番号を記載しないよう周知がされていますが、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤って個人番号が記載されていた場合は、個人番号をマスキングするなどの対応をする必要があります。



年金が受け取れない人を減らすため、**受給資格を得るのに必要な加入期間を、25年から10年に短縮する法案**は、1日の衆議院本会議で、全会一致で可決され、今の国会で成立する見通しとなりました。

法案は、消費税率を10%に引き上げて実施する予定だった社会保障の充実策のうち、年金を受け取れない人を減らすため、消費増税に先立って来年10月の支払い分から、年金の受給資格を得るのに必要な加入期間を、25年から10年に短縮するとしています。

この法案は、1日の衆議院本会議で採決が行われ、全会一致で可決されました。このあと参議院で審議され、今の国会で成立する見通しです。

法案が成立すると、**来年10月の支払い分から、新たにおよそ64万人が年金を受け取ることができるようになります。**

きりん事務所では、今年に入り多数の社会保険新規適用の手続をお受けしました。過去に年金を納めた期間が少ない為、今後厚生年金保険料を定年まで納めても、とても25年には届かないという方のご相談を受けることもありました。「この先、定年まで厚生年金を納め続けても、65歳を過ぎて年金を受取る権利は発生しません」とお答えするのは本当に心苦しいものがありました。年金は、過去5年分まで遡って納めることが可能です。一度ご自分の年金記録を確認してみるのもいいですね。

専門的な細かいことはさておき、今後、厚生年金を払うことで、いくら年金受給額が増えるか、皆さん気になるところではないでしょうか？お上は、「法律がこうなっていますから、入らなければいけないのです！」の一点張りですが、メリットがある事が分かれば、もっと加入率は気持ちよく上がるのではないのでしょうか？メリットが本当にあれば、ですが(^\_^;)

平成26年の平均年金月額(厚生労働省公表)は、**国民年金54,497円 厚生年金144,886円**です。やはり、厚生年金は企業が保険料の倍額を負担しているだけあって、圧倒的に受給額も高額ですね。先月は、労災給付についてシンプルに解説いたしましたので、今月は厚生年金受給額をこれ以上ないくらいシンプルに解説したいと思います。

年金制度は時代と共に改正を繰り返し、ご本人の生年月日や、被保険者であった時期によって、加算や保障額の設定などがありますが、今後収めるものに関しては、以下ようになります。

**【厚生年金保険料は、基礎年金と基礎年金に上乗せされる報酬比例年金の両方の資源です。**

**厚生年金加入期間は同時に国民年金の2号被保険者として基礎年金の資源にもなっています。】**

**標準報酬額 × 5.481 ÷ 1,000 × 被保険者月数**

標準報酬額は、毎月の標準報酬額と標準賞与額の総額を被保険者期間で割った額です。ザックリとですが、生涯収入の月平均額です。月平均収入に係数をかけて、被保険者月数をかけるので、結局、標準報酬として届出した金額を全部足して、係数をかけた額が基礎年金に上乗せされるのです。千円未満を切り捨て、5.481をかけて求められます。

・・・やっぱり年金を分かりやすくまとめるのは、本当に難しいですね(^\_^;)申し訳ありません。社会保険には老齢年金だけではなく、障害年金、遺族年金という補償もあります。この制度がメリットかどうか、加入が強制であるなら、受給できる権利も掴んで、しっかり将来設計をしていきたいですね。

お仕事  
カレンダー  
11月

11/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/15

- 所得税予定納税額の減税申請

11/30

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の修正申告
- 所得税の予定納税額の支払
- 個人事業税の納付(納付対象:第2期分)
- 9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告

◆偉人の名言◆ **過去を遠くまで振り返ることができれば、未来もそれだけ遠くまで見渡せるだろう**

10月31日は、私にとって大きな人生の節目でした。労働局での勤務を辞退し、完全独立に踏み切った時でした。毎年、あの日の決心を思い出します。今年もあの日の決心を思い出し、振り返る時が遠くなるほど、見渡せる未来が明るくなるよう頑張りたいと思うのでした。 今月の名言は、ウィンストン チャーチルでした。